

参考資料

1 用語集

< アルファベット・数字 >

びーおーでいー せいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう **BOD (生物化学的酸素要求量)**

生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量を指す。河川の水質汚濁の一般指標として用いられ、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。

しーおーでいー かがくてきさんそようきゅうりょう **COD (化学的酸素要求量)**

化学薬品で水中の有機物を酸化させ、酸化に消費した酸素の量を指す。海域及び湖沼の水質汚濁の一般指標として用いられ、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。

くーるちよいす **COOL CHOICE**

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」等、地球温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」を促す国民運動を指す。

えこ でいーあーるあーる せいたいけい かつよう ぼうさい げんさい **Eco- D R R (生態系を活用した防災・減災)**

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略で、自然災害の被害に遭いやすい土地の利用等避けることで、被災する可能性を低下させるとともに、生態系の持続的な管理、保全、再生を行うことで、災害に強い地域をつくるという考えを指す。

いーえすでいー **ESD**

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動を指す。

えふえすしーしんりんにんしょう **FSC 森林認証**

明確に定められた認証範囲内で適切な管理が行われている森林を認証する制度を指し、その森林から生産された木材や木材製品（紙製品含む。）に、独自のロゴマークを付け、市場に流通させている。

あいおーでいー **IoT**

Internet of Things の略で機械設備や自動車等の「モノ」をインターネットに接続する仕組み・技術を指す。

あいえすおーいちまんよんせんいち **ISO 14001**

ISO（国際標準化機構（International Organization for Standardization））は、国際的な非政府間機関（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・化学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としている。ISO14001 は環境マネジメントシステムの規格を指す。

びーでいーしーえー **PDCA**

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったものを指す。これらの行動を繰り返すことにより、進行管理等を継続的に改善していくことが可能となる。

4R は、「Refuse（リフューズ）：過剰包装等を断る」、「Reduce（リデュース）：ごみ発生量を減らす」、「Reuse（リユース）：再使用する」、「Recycle（リサイクル）：再生品化し利用する」の頭文字をとったものを指す。

< あ行 >

ウォームシェア

複数の暖房使用をやめて 1 部屋に集まる工夫や、公園や図書館等の公共施設を利用することで暖をシェアするなど 1人当たりの暖房使用を見直すという考え方を指す。

エコスクール

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備して、環境教育の教材として活用するものを指す。これにより、学校が児童生徒だけでなく地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点になるとともに、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されている。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みを指す。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会が活性化されることを目指す。

エコファーマー

平成 11 年 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第 4 条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名を指す。

< か行 >

化学物質の環境リスク

環境中に排出された化学物質が人間や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のことを指す。化学物質の環境リスクは、有害性の程度と取り込む量によって決定される。

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階から廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方を指す。

合併処理浄化槽

建物から排出される家庭雑排水（台所、風呂、洗濯等）とし尿処理を併せて処理する浄化槽（合併処理）を指す。

カーボンニュートラル

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を実質ゼロ（温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引いた値）にすること。

2020 年 10 月に菅義偉内閣総理大臣が「2050 年までに、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。

かんきょうかけいぼ 環境家計簿

各家庭の二酸化炭素の排出量を見える化し、削減につなげるため、家庭で使用する電気や都市ガス、灯油、水道等について月々の使用量から二酸化炭素の排出量を計算、記録するもの。

かんきょうほぜんがたのうぎょうちよくせつしはらいこうふきん 環境保全型 農業 直接支払交付金

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行うことを目的に設立された助成金制度を指す。

かんきょう 環境 ラベル

製品等の環境情報を、製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報等を通じて購入者に伝えるものを指す。環境ラベルには、消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されている。

きこうへんどう かん せいふかん あいびーしーしー 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化に関して、科学的、技術的、社会経済学的な評価を行うことを目的として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織を指す。

きょうどうはいそう 共同 配送

複数の物流企業・事業所が連携し、複数企業の商品を同じトラック等に積み込み輸送する輸送手段を指す。車両台数を削減しながら効率のよい輸送が可能となり、二酸化炭素の削減効果も期待できる。

くまそ 熊襲

古事記、日本書紀等で、古代、九州南部に住んでいたとされる部族を指す。大和朝廷に反抗して討伐された。

グリストラップ（オイルトラップ）

排水を油分吸着マットなどに通すことにより、排水中に混入する油分を除去する装置を指す。飲食店のほか、ガソリンスタンド、自動車修理工場、ホテル、病院など様々な施設で利用されている。

こうにゆう グリーン 購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は消費生活等、購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を指す。都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」のある生活をもたらすとともに、農山漁村地域の活性化を進めていく上で大きな役割を果たす。

てんりよく グリーン 電力

再生可能エネルギーで作った電気を指す。

クールシェア

複数のエアコン使用をやめて1部屋に集まる工夫や、公園や図書館等の公共施設を利用することで涼をシェアするなど1人当たりのエアコン使用を見直すという考え方を指す。

コジェネレーションシステム

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムを指す。

ごみ^{ぶんべつ}分別アプリ「さんあ〜る」

リサイクルやごみの分別方法を手軽に検索したり、収集日をお知らせする機能がついたスマートフォン向けの無料アプリを指し、以下の機能を有する。

- ・ごみ出し日通知：収集日の前日と当日にお知らせを表示
- ・分別帳検索：リサイクルやごみ分別方法を検索
- ・カレンダー機能：地域を設定することで、収集日をカレンダー形式で確認

<さ行>

再生可能^{さいせいかのう}エネルギー

永続的にエネルギー源として利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称で、具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

自伐型^{じぼつがたりんぎょう}林業

3から5人がチームを組み、自分の山ではないけれどチームで管理する山を集約し、道をつけ、間伐し、木材を搬出し、植栽して山を持続的に育てていく方法を指す。

食品^{しょくひん}ロス

食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品を指す。

森林環境^{しんりんかんきょうじょうよばい}譲与税

平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、適切な森林整備を進めるため、国から市町村及び都道府県へ譲与されるもので、令和元年度から譲与が始まった。市町村に譲与された森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられる。

森林・山村^{しんりんさんそんためんてききのうはっきたいさくこうぶきん}多面的機能発揮対策交付金

地域住民が中心となった活動組織（NPO等）が実施する、地域の森林の保全管理や森林環境教育等の取組に対し、一定の費用を国が支援する制度を指す。

水源^{すいげん}かん養^{よう}

森林や農地等の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を指す。

生態系^{せいたいけい}サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みを指す。国連の主導で行われた「ミレニアム生態系評価」^注では、生態系サービスを供給サービス、調整サービス、生息・生育地サービス、文化的サービスの4つに分類している。

注) 国連の主唱により2001年から2005年にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の取組

せいぶつたようせい 生物多様性

生き物の豊かな個性とつながりのことを指す。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

<た行>

ためんてききのうしはらいこうふきん 多面的機能支払交付金

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進することを目的に設立された助成金制度を指す。

えつとうちりようちようせい ツル 越冬地利用調整

ツルと共生した新たな地域づくりを目指して2016年度から環境省と出水市で、「ツルへの配慮」、「地域住民と来訪者との共生」、「鳥インフルエンザ等感染症の防疫」の観点から、特に観光目的の来訪者に向けてツル越冬地への入域制限を行い、より積極的な利用のコントロールを行うことを指す。

てんけいななこうがい 典型七公害

環境基本法で公害と定義されている大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害を指す。

ドギーバッグ

飲食店等で食べ残した食品を持ち帰る容器を指す。

とくていがいらいせいぶつ 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものや及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

また、特定外来生物は生きているものに限られ、卵、種子、器官等も含まれる。

<な行>

なま しよりにき 生ごみ処理機「キエーロ」

木箱の中の土に穴を掘り、その中に生ごみを埋めるだけで、土の中の微生物の力によって生ごみを分解することができる生ごみ処理機を指す。

にいまる いちまるうんどう 20・10運動

宴会や会食等の開始20分間は自分の席で食事をし、また、終了前10分間も自分の席に戻って食事をすることで、「食品ロス」を減らす運動を指す。

<は行>

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指す。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等があり、主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化などのエネルギー利用等が挙げられる。

はやと 隼人

古く薩摩・大隅に住み、大和朝廷に従わなかった部族を指す。8世紀には服属し、宮中の警護等を務めた。

フードシェアリング

飲食店等の廃棄直前の食品と消費者をマッチングすることを指す。

フードドライブ

主に各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、フードバンク団体や地域の福祉施設・団体等に寄贈する活動を指す。

フードバンク

家庭等で余った食品や、製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動を指す。

ブルーカーボン^{せいいたいけい}生態系

藻場等の海洋生態系に取り込まれた炭素をブルーカーボンといい、ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系（海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林）のことを指す。

フロン^{るい}類

フロン排出抑制法では、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を指し、温室効果が非常に大きい物質である。令和2年4月には、低迷していたフロン類の廃棄時回収率向上のため、機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入等、抜本的な対策を講じる改正フロン排出抑制法が施行された。

<ま行>

マイ・タイムライン

住民一人一人の防災行動計画を指す。大雨によって河川の水位が上昇する際に、自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものである。

マニフェスト^{まいど}制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、専用の伝票（マニフェスト）に産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名等を記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しながら、処理の流れを確認する仕組みを指す。

それぞれの処理後に、排出事業者が各業者から処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することができる。これによって、不適正な処理による環境汚染や社会問題となっている不法投棄を未然に防ぐ。

モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換することを指す。貨物輸送の方法を転換することで、二酸化炭素の排出量を大幅に削減することが可能となる。

もりさとかわうみ 森里川海

第3次生物多様性国家戦略で「森・里・川・海のつながりを確保する」ことが基本戦略の一つに位置付けられ、森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進める政府の方針が示された。

<や行>

やまど じゅもく 山採り樹木

山林等の自生地から直接掘り出してきた樹木を指す。

<ら行>

ライフサイクル

製品の原料採取から製造、廃棄に至るまでの各段階を指す。ライフサイクル全体にわたる環境への負荷を科学的、定量的、客観的に評価するライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment：LCA）という手法が開発されている。

ラムサール じょうやくしつち 条約湿地

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の締約国は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載する。この登録簿に掲載された湿地を「ラムサール条約湿地」という。

ラムサール じょうやくしつちじちたい 条約湿地 自治体

湿地の保全、再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等の12項目が国際基準に該当していることを認証された自治体を指す。自治体のブランド化、地域における湿地の保全や賢明な利用の推進を図ることを目的とする。

<わ行>

ワンウェイプラスチック

使い捨てのプラカップやプラスチックストロー等の通常一度使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品を指す。

2 出水市環境基本条例

○出水市環境基本条例

平成 18 年 3 月 13 日

条例第 105 号

出水市民は、温暖な気候のもと、豊かな河川と広大な緑地、青い海に恵まれ、はるかな北の国から訪れるツルと共存を図りながら生活してきた。

しかし、利便性の進行による生活様式の変化や経済活動の多様化に伴う資源やエネルギーの大量消費、個々の環境への配慮に欠けた行為などにより、出水市においても環境への負荷が増大している。

更に、それぞれの地域で発生している環境への負荷は、積み重なり拡大し続け、地域的な環境問題のみならず、地球規模での環境問題をも引き起こし、人類の存続の基盤である限りある環境を脅かしている。

そこで、現在未来にわたって出水市の環境を貴重な財産として守り伝えることが出水市民の責務であるとともに、このことが地球上の人と自然との共生の確保に結びつくものであることの自覚が求められる。

ここに、健全で恵み豊かな環境が現在から将来にわたって維持されるよう、環境への負荷の少ないよりよい社会を築き、また、安心して住み、働き、学び、憩うことのできる自然を生かしたよりよい環境を形成し、これを将来の市民に引き継ぐために、環境の保全に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、これに基づく施策を市民協働のもとに総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を維持し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、施策の実施に当たっては環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。
- 3 市は、環境教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に対する意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全について、自己の責任と負担において、必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、自然環境及び生活環境への配慮その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、自然環境への配慮その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(市の施策)

第7条 市は、環境の保全に関する施策について次に掲げる事項を基本として策定及び実施するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系及び生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、河川、海岸等における多様な自然環境が適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) ツルと共存できる自然環境、良好な景観及び歴史的、文化的遺産が保全されること。
- (5) 自然と調和した良好な都市景観及び居住環境が形成されること。
- (6) 公害の防止、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等環境への負荷の低減が図られること。
- (7) 環境教育及び広報活動の推進により環境に対する意識の高揚が図られること。
- (8) 地球環境保全が積極的に推進されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、出水市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を策定したとき、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第9条 市は、環境の保全を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と連携してその施策を推進するとともに、国及び他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(自主的活動の促進等)

第10条 市は、自ら環境の保全に係る活動を積極的に行うものに対し、その自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境審議会)

第11条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、別に定めるところにより出水市環境審議会を置く。

(平30条例11・一部改正)

(推進体制)

第12条 市長は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全についての施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間団体等と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平30条例11・一部改正)

附 則

この条例は、平成18年3月13日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第11号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 出水市環境審議会委員名簿

任期（令和2年7月10日から令和4年3月31日まで）

組織名	役職等	氏名	備考
公募市民		岩下 京子	
出水商工会議所	常議員	宮後 聖仁	
鹿児島いずみ農業協同組合	畜産事業本部参事	松崎 裕治	
北さつま漁業協同組合	出水支所筆頭理事	蒔平 良市	
出水市自治会連合会	副会長	井脇 健太郎	
出水市生活学校	運営委員長	町田 キミ子	
さつま出水青年会議所	専務理事	梶 智和	
鹿児島大学	農学部助教	平 瑞樹	学識経験者
環境省九州地方環境事務所	野生生物課長	鑪 雅哉	有識者
北薩地域振興局保健福祉環境部	衛生・環境課長	下堂 蘭 正弘	有識者 令和3年3月31日まで
		溝脇 直規	有識者 令和3年4月1日から